

介護保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な介護保険制度を構築するとともに、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するため、予防給付の給付内容の見直し、食費及び居住費に係る保険給付の見直し等保険給付の効率化及び重点化、地域密着型サービスの創設等新たなサービス類型の創設、事業者及び施設の指定等に係る更新制の導入等サービスの質の確保及び向上、障害年金及び遺族年金を特別徴収の対象とする等負担の在り方及び制度運営の見直し等の措置を講ずるものとする。

第二 介護保険法の一部改正

一 目的規定

この法律の目的として、要介護状態となった高齢者等の「尊厳の保持」を明確化すること。（介護保険法第一条関係）

二 「痴呆」の用語の整理に関する事項

「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」と改める等、介護保険法において用いられている「痴呆」という用語を見直すこと。（介護保険法第七条第十五項等関係）

三 食費及び居住費に係る保険給付の見直し等

(一) 食費及び居住費に係る保険給付の見直し

介護保険施設等における食事の提供に要した費用及び居住等に要した費用について、施設介護サービス費等の対象としないこととする。こと。 （介護保険法第四十八条第一項等関係）

(二) 特定入所者介護サービス費等の創設（介護保険法第五十一条の二、第六十一条の二等関係）

イ 所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める者が指定施設サービス等を受けたときは、当該者（以下「特定入所者」という。）に対し、介護保険施設等における食事の提供に要した費用及び居住等に要した費用について特定入所者介護サービス費等を支給するものとする。

ロ 特定入所者介護サービス費等の額は、介護保険施設等における食事の提供及び居住等に要する平均的な費用の額並びに平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額とすること。

四 介護予防に関する事項

(一) 要介護状態及び要支援状態

イ 「要介護状態」を、身体上又は精神上の障害があるために、一定期間、日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要すると見込まれる状態であつて、要支援状態以外の状態とすること。(介護保険法第七条第一項関係)

ロ 「要支援状態」を、常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要する状態又は身体上若しくは精神上の障害があるために一定期間日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態とすること。(介護保険法第七条第二項関係)

(二) 介護予防サービス及び介護予防サービス費の支給

イ 「介護予防サービス」とは、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売とすること。(介護保険法第

八条の二第一項から第十三項まで関係)

ロ 市町村は、居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者から介護予防サービスを受けたときは、介護予防サービス費を支給すること。(介護保険法第五十三条関係)

(三) 指定介護予防サービス事業者

イ 指定介護予防サービス事業者の指定は、介護予防サービス事業を行う者の申請により、介護予防サービスを行う事業所ごとに都道府県知事が行うものとする。 (介護保険法第百十五条の二第一項及び第二項関係)

ロ 指定介護予防サービスに従事する従業者に関する基準、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定めるものとする。 (介護保険法第百十五条の四第一項及び第二項関係)

(四) 地域密着型介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス費の支給

イ 「地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能

型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護とすること。（介護保険法第八条の二第十四項から第十七項まで関係）

ロ 市町村は、居宅要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービス事業者から地域密着型介護予防サービスを受けたときは、地域密着型介護予防サービス費を支給すること。（介護保険法第五十条の二関係）

ハ 市町村は、厚生労働大臣が定める基準により算定した地域密着型介護予防サービス費の額に代えて、その額を超えない額を、当該市町村における地域密着型介護予防サービス費の額とすることができるものとする。（介護保険法第五十四条の二第四項関係）

(五) 指定地域密着型介護予防サービス事業者

イ 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定は、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスを行う事業所ごとに市町村長が行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護予防サービス費等の支給について、その効力を有すること。（介護保険法第百十五条の十一第一項関係）

ロ 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定めること。（介護保険法第百十五条の十三第一項及び第二項関係）

ハ 市町村長は、厚生労働大臣が定める基準に代えて、当該市町村における指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができるものとする。こと。（介護保険法第百十五条の十三第四項関係）

(六) 介護予防支援及び介護予防サービス計画費の支給

イ 「介護予防支援」とは、居宅要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、利用する介護予防サービス等の種類及び内容、担当者等を定めた計画を作成するとともに、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行うこととする。こと。（介護保険法第八

条の二第十八項関係)

□ 市町村は、居宅要支援被保険者が指定介護予防支援事業者から介護予防支援を受けたときは、介護予防サービス計画費を支給すること。(介護保険法第五十八条関係)

(七) 指定介護予防支援事業者

イ 指定介護予防支援事業者の指定は、地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに市町村長が行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する介護予防サービス計画費等の支給について、その効力を有すること。(介護保険法第百十五条の二十第一項及び第二項関係)

□ 指定介護予防支援事業に従事する従業者に関する基準、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定めること。(介護保険法第百十五条の二十二第一項及び第二項関係)

五 地域密着型サービスに関する事項

(一) 地域密着型サービス及び地域密着型介護サービス費の支給

イ 「地域密着型サービス」とは、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とすること。（介護保険法第八条第十四項から第二十項まで関係）

ロ 市町村は、要介護被保険者が指定地域密着型サービス事業者から地域密着型サービスを受けたときは、地域密着型介護サービス費を支給すること。（介護保険法第四十二条の二第一項から第三項まで関係）

ハ 市町村は、厚生労働大臣が定める基準により算定した地域密着型介護サービス費の額に代えて、その額を超えない額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができるものとする。こと。（介護保険法第四十二条の二第四項関係）

(二) 指定地域密着型サービス事業者

イ 指定地域密着型サービス事業者の指定は、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスを行う事業所ごとに市町村長が行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費等の支給について、その効力を有

すること。（介護保険法第七十八条の二第一項関係）

ロ 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定めること。（介護保険法第七十八条の四第一項及び

第二項関係）

ハ 市町村は、厚生労働大臣が定める基準に代えて、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができるものとする。（介護保険法第七十八条の四第四項関係）

六 住所地特例対象施設に関する事項

住所地特例対象施設として、介護専用型特定施設のうち入居定員が三十人以上であるもの及び養護老人ホームを追加すること。（介護保険法第十三条第一項関係）

七 指定市町村事務受託法人に関する事項

(一) 市町村は、要介護認定調査等の実施等の事務について、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定する指定市町村事務受託法人に委託することができるもの

とすること。（介護保険法第二十四条の二第一項関係）

(二) 指定市町村事務受託法人の役員又は職員について、秘密保持義務等を規定すること。（介護保険法

第二十四条の二第三項及び第四項関係）

八 要介護認定及び要支援認定に関する事項

(一) 要介護認定又は要支援認定の申請に関する手続を代行できるものについて、指定居宅介護支援事業者等であつて厚生労働省令で定めるもの及び地域包括支援センターとすること。（介護保険法第二十

七条第一項及び第三十二条第一項関係）

(二) 要介護認定又は要支援認定における認定調査について、指定市町村事務受託法人に委託することができることとし、更新認定、区分変更認定等の場合は指定居宅介護支援事業者等であつて厚生労働省令で定めるもの等に委託できるものとする。（介護保険法第二十四条の二、第二十七条及び第二

十八条関係）

九 介護支援専門員に関する事項

(一) 介護支援専門員の登録、介護支援専門員証の交付等について所要の規定を設けること。（介護保険

法第六十九条の二から第六十九条の十関係)

(二) 都道府県知事は、厚生労働大臣の登録を受けた法人に、介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務を行わせることができることとともに、登録試験問題作成機関等について所要の規定を設けること。(介護保険法第六十九条の十一から第六十九条の三十三関係)

(三) 介護支援専門員について、秘密保持義務等を規定するとともに、介護支援専門員の登録の消除等を定めること。(介護保険法第六十九条の三十四から第六十九条の三十九関係)

十 指定居宅サービス事業者等の指定等に関する事項

(一) 指定居宅サービス事業者等の指定等について欠格要件を追加すること。(介護保険法第七十条、第七十九条、第八十六条、第九十四条及び第一百七十七条関係)

(二) 都道府県知事は、介護保険施設等の指定等をしようとするときは、関係市町村に対し意見を求めることとする。(介護保険法第七十条、第八十六条、第九十四条及び第一百七十七条関係)

(三) 指定居宅サービス事業者等の指定等について更新制を設けること。(介護保険法第七十条の二、第七十九条の二、第八十六条の二、第九十四条の二及び第一百七十七条の二関係)

- (四) 市町村長は、指定居宅サービス事業者等に対し立入検査等を行うことができるものとする。 (介護保険法第七十六条、第八十三条、第九十条、第一百条及び第一百十二条等関係)
- (五) 指定居宅サービス事業者等に対する都道府県知事の勧告、命令等に係る権限を規定すること。 (介護保険法第七十六条の二、第八十三条の二、第九十一条の二、第一百三十三条の二関係)
- (六) 指定居宅サービス事業者等の指定等の取消しの要件を追加すること。 (介護保険法第七十七条、第八十四条、第九十二条、第一百四十四条及び第一百四十五条関係)
- 十一 介護サービス情報の公表
 - (一) 介護サービス事業者は、介護サービスの内容及び事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて厚生労働省令で定めるものを都道府県知事に報告しなければならないものとし、都道府県知事は、報告を受けた情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うものとする。 (介護保険法第一百五十五条の二十九第一項及び第二項関係)
 - (二) 都道府県知事は、(一)の報告の内容及び調査の結果のうち厚生労働省令で定めるものを公表しなければならないものとし、これらの事務をその指定する者に行わせることができるものとする。 (介

介護保険法第百十五条の二十九第三項から第百十五条の三十七関係)

十二 地域支援事業等に関する事項

(一) 地域支援事業

イ 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防事業、包括的支援事業（介護予防マネジメント事業、総合相談・支援事業及び包括的・継続的マネジメント支援事業をいう。）その他の地域支援事業を行うものとする。 (介護保険法第百十五条の三十八第一項及び第二項関係)

ロ 地域支援事業は、当該市町村における介護予防事業の実施状況等を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。市町村は、地域支援事業の利用者に利用料を請求することができることとする。 (介護保険法第百十五条の三十八第三項及び第四項関係)

ハ 市町村は、老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施を委託することができることとする。 (介護保険法第百十五条の四十第一項関係)

二 市町村は、介護予防事業等の全部又は一部について、老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができることとする。〔介護保険法第百十五条の四十第四項関係〕

(二) 地域包括支援センター

イ 地域包括支援センターは、包括的支援事業その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とすること。〔介護保険法第百十五条の三十九第一項関係〕

ロ 市町村及び一)の八により市町村から包括的支援事業の実施の委託を受けた者は、地域包括支援センターを設置することができるものとする。〔介護保険法第百十五条の三十九第二項、第三項及び第百十五条の四十第一項関係〕

ハ 地域包括支援センターの職員等は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。〔介護保険法第百十五条の三十九第五項関係〕

十三 介護保険事業計画に関する事項

(一) 市町村介護保険事業計画

イ 市町村は、市町村介護保険事業計画において、当該市町村が定める日常生活圏域ごとの当該圏域における各年度の認知症対応型共同生活介護等に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、地域支援事業の量の見込みその他の事項を定めるものとする。
(介護保険法第百十七条第二項関係)

ロ 市町村介護保険事業計画は、市町村老人福祉計画及び市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならないものとする。 (介護保険法第百十七条第四項関係)

(二) 都道府県介護保険事業支援計画

イ 都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画において、当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込みその他の事項を定めるものとする。 (介護保険法第百十八条第

二項関係)

口 都道府県介護保険事業支援計画は、都道府県老人福祉計画及び都道府県老人保健計画と一体のものとして作成されなければならないものとする。こと。（介護保険法第百十八条第三項関係）

十四 費用等に関する事項

(一) 地域支援事業に要する費用の負担

イ 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防事業に要する費用の額の百分の二十に相当する額を交付すること。（介護保険法第百二十二条の二第一項関係）

ロ 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、包括的支援事業等に要する費用の額に、第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（以下「包括的支援事業等支援額」という。）の百分の五十に相当する額を交付すること。（介護保険法第百二十二条の二第二項関係）

ハ 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付すること。（介護保険法第百二十三条第三項関係）

ニ 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、包括的支援事業等支援額の百分の二十に相当する額を交付すること。（介護保険法第百二十三条第四項関係）

ホ 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担すること。（介護保険法第二百二十四条第三項関係）

ヘ 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を負担すること。（介護保険法第二百二十四条第四項関係）

ト 市町村の介護予防事業に要する費用の額に第二号被保険者負担率を乗じて得た額については、政令で定めるところにより社会保険診療報酬支払基金が当該市町村に対して交付する地域支援事業支援交付金をもって充てること。（介護保険法第二百二十六条第一項関係）

（二） 保険料の徴収方法

イ 特別徴収

特別徴収の対象として、死亡又は障害を支給事由とする年金給付を追加すること。（介護保険法第三百三十一条関係）

特別徴収の対象となる被保険者に係る年金保険者から市町村への通知を二か月ごとに行うこととし、特別徴収の開始時期を複数回化すること。（介護保険法第三百三十四条から第三百三十七条ま

で等関係)

六月一日から九月三十日までの間に特別徴収の方法によって徴収される保険料額について、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とすることができるとすること。(介護保険法第四百十条第二項等関係)

□ 普通徴収

市町村は、収入の確保及び第一号被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、普通徴収の方法によって徴収する保険料の収納の事務を私人に委託することができるものとする。)

介護保険法第四百十四条の二関係)

十五 その他

- (一) 罰則について必要な規定を整備すること。
- (二) その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 介護保険法施行法の一部改正

一 介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者につい

て、食費及び居住費に係る保険給付の見直し等を行うこと。（介護保険法施行法第十三条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 老人福祉法の一部改正

一 事業及び施設に関する事項

(一) 老人居宅生活支援事業、老人福祉施設等に関する規定を介護保険法の改正内容に沿って整理すること。（老人福祉法第五条の二等関係）

(二) 小規模多機能型居宅介護事業を老人居宅生活支援事業に位置付けること。（老人福祉法第五条の二等関係）

(三) 養護老人ホームへの入所措置の対象者について、六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものとする事。（老人福祉法第十一条第一

項第一号関係）

二 老人福祉計画に関する事項（老人福祉法第二十条の八及び第二十条の九関係）

(一) 市町村及び都道府県の老人福祉計画に関する規定を介護保険法の改正内容に沿って整理すること。

- (二) 市町村及び都道府県の老人福祉計画は、それぞれ、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならないものとする。

三 情報提供体制の見直しに関する事項

- (一) 介護に関する相談支援について、介護保険法上に規定を創設することに伴い、老人介護支援センターの関連規定を整理すること。(老人福祉法第六条の二及び第二十条の七の二第一項関係)
- (二) 老人介護支援センターの職員等は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。(老人福祉法第二十条の七の二第二項関係)

四 有料老人ホーム等

- (一) 「有料老人ホーム」とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設等でないものとする。(老人福祉法第二十九条第一項関係)
- (二) 有料老人ホームの設置者について、帳簿の作成及び保存並びに情報の開示を義務付けることとする。(老人福祉法第二十九条第三項及び第四項関係)

(三) 前払金の保全措置

認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者又は有料老人ホームの設置者のうち前払金を受領するものについて、当該前払金の保全措置を講ずることを義務付けることとする。 (老人福祉法第十四条の四及び第二十九条第五項関係)

四 条の四及び第二十九条第五項関係)

五 その他

- (一) 罰則について必要な規定を整備すること。
- (二) その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 社会福祉法の一部改正

- 一 小規模多機能型居宅介護事業を第二種社会福祉事業に位置付けること。 (社会福祉法第二条第三項第四号関係)

- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 生活保護法の一部改正

- 一 保護の実施機関が、保護の目的を達するために必要があるときは、介護保険料等の額に相当する金銭

について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができることとする。 (生活保護法第三十七條の二關係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正

一 退職手当金の支給に要する費用に係る国及び都道府県の補助等に関する事項

介護保険制度の対象である特別養護老人ホーム等の施設及び事業について、特定介護保険施設等として定義し、その職員に係る退職手当金の支給に要する費用に係る国及び都道府県の補助を行わないこととする。ただし、施行日の前日に被共済職員であった者については、引き続き当該補助を行うこととする。 (社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第三項及び第七項、第十五条並びに第十八条並びに改正法附則第二十六条關係)

二 退職手当金の算定基準に関する事項

退職手当金の水準を引き下げするため、算定基準について見直しを行うこと。ただし、施行日の前日に被共済職員であった者については、その時点で退職したとみなして計算した退職手当金の水準を下回ら

ないこととする。こと。（社会福祉施設職員等退職手当共済法第八条及び第九条並びに改正法附則第二十条関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第八 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行すること。

(一) 第二の二 公布の日

(二) 第二の三及び十四の二のロ並びに第三 平成十七年十月一日

(三) 第二の十四の二のイの 平成十八年十月一日

二 検討

政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成二十一年度を目途と

して所要の措置を講ずるものとする。

三 経過措置等

(一) 施行の際、介護予防支援の見込量の確保が困難であると認められる市町村にあつては、平成二十年四月一日までの間において条例で定める日までの間、介護予防に関する事項は適用しないこと。(改

正法附則第三条第一項関係)

(二) その他この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。